

吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を開始しました！

2022年（令和4年）4月1日から吉野川市パートナーシップ宣誓制度に加え、「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

パートナーシップ宣誓制度とは・・・

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力すると約束したことを、本市が公に証明するものです。



ファミリーシップ宣誓制度とは・・・

市が証明するパートナーシップ関係にある2人の一方または双方と生計を同一にする未成年の子（実子もしくは養子）がいる場合、その子どもを愛情をもって養育し、家族として生活を共にすると約束したことを、本市が公に証明するものです。

この制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、2人の関係を市が証明することで、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会の実現に向けて導入するものです。

宣誓者は「市営住宅の申し込み」や、婚姻制度と同様に「金婚ダイヤモンド婚記念式典の対象」となります。詳しくは市ホームページに掲載している「吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者が利用できる行政サービス一覧」をご覧いただくか、人権課（本館2階）まで問い合わせください。



●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260
E-mail:jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

国民健康保険の適正な適用にご協力ください

◆国民健康保険の資格（加入・脱退）に関する届出をお願いします

○国民健康保険への加入（資格取得）の届出が必要な場合

国民健康保険は、74歳までの人で社会保険（健康保険、船員・共済保険を含む）の被保険者およびその被扶養者を除く、全ての人が加入する制度です。退職などの理由で社会保険に加入ができなくなった場合、国保に加入する必要があります。加入の届出が遅れても、社会保険の資格喪失日まで遡って国民健康保険税が課税されることになりますので、早めに手続きをしましょう。

届出時に必要なもの

- ・社会保険の資格が無くなった証明書（資格喪失証明書など）
- ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）
- ・委任状（住民票上同一世帯以外の人が手続きをする場合）

○国民健康保険の脱退（資格喪失）の届出が必要な場合

就職などにより社会保険に加入し社会保険証をお持ちの方は、国保の資格喪失届が必要です。届出をしないと、国民健康保険税が課税された今まで社会保険料と両方を納める状態になってしまいますので、忘れずに手続きをしましょう。

届出時に必要なもの

- ・新しい保険証（脱退するすべての方の分）
- ・届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、免許証など）
- ・委任状（住民票上同一世帯以外の人が手続きをする場合）

◆社会保険の被扶養者になる場合があります

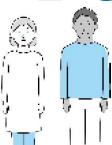
同じ世帯に社会保険の加入者がいる場合、被扶養者として認定されることがありますので扶養認定ができるかどうか、お勤め先にご相談ください。

◆申告を忘れずに

国民健康保険に加入している方は、所得申告が必要です。申告をしないと、国民健康保険税の軽減を受けられなかったり、医療費の限度額等適用申請時の判定ができない場合があります。

●問い合わせ 国保年金課 ☎22-2213 FAX22-2243

吉野川市第2次人権施策推進計画がスタートしました



基本理念 「人権の花咲くまち 吉野川」



第2次計画の基本方針

（1）人権を尊重する意識の普及と高揚

人権が尊重される社会を築くため、市民一人一人が自らの課題として捉え、身近な場所や日常生活に存在する人権問題に気づくことのできる人権感覚を身につけるとともに、多様な価値観を受け入れられる考え方を広く普及し、それに応じた行動を起こしていくよう人権意識の高揚に取り組みます。あわせて、日本国憲法、人権教育および人権啓発の推進に関する法律および個別的人権課題の解決に向けた法律や条例などについても周知していきます。

（2）全ての人がいきいきと暮らすことのできる社会の実現

誰もが自分らしく充実した生活を送るために、それぞれの個性や能力が尊重され、一人一人が主体的に自らの生き方を選択することが重要です。市民一人一人が自他の人権を尊重し合い、全ての人が大切にされる社会の構築をめざし、官民一体となったまちづくりの推進を図ります。

（3）人権尊重を基盤に据えた行政の推進

全ての人が市民的権利と自由を保障されるためには、様々な社会基盤や諸制度が整備されていかなければなりません。これらは行政の基本的業務として日常的に行われるものであり、つまりは行政全ての業務が人権と密接につながっていることになります。こうした意味において、市職員は、あらゆる施策に人権を尊重し擁護するという視点を持つとともに、職員一人一人が人権行政の担い手としての自覚を持つことが重要です。市民一人一人の基本的人権を尊重し、包容力ある持続可能な社会づくりに向けて、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、本市の全ての施策に「人権尊重」を基盤に据えた取り組みを推進していきます。

今後も、それぞれの個別的人権課題などの現状などについて順次掲載していきます。

なお、第2次計画をコンパクトにまとめた概要版を作成していますので、希望の方は人権課までご連絡ください。

第1回 人権の花咲くまちクイズ

問題 部落差別のない社会を実現することを目的とした、次の法律名を答えてください。

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

●正解者の中から抽選で5名の方に、記念品を進呈します。

・応募方法：はがき、メール、ファックスのいずれかに、郵便番号、住所、氏名、電話番号とクイズの答えを記入の上、人権課までお送りください。

・応募先：〒776-8611 吉野川市人権課 6月30日（木）（消印有効）
E-mail : jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

●問い合わせ 人権課 ☎22-2229 FAX22-2260